

# 第2回 小樽高島花火 出店募集要項

## 1. 開催概要

【名称】

第2回 小樽高島花火

【開催日時】

令和8年8月8日(土)

15時00分～22時00分

【会場】

小樽市公設水産地方卸売市場

〒047-0048 北海道小樽市高島1丁目2番5号

【来場予定者数】

約4,000～7,000人

※本大会ではキッチンカーでの出店募集は行っておりません。

---

## 2. 出店募集について

第2回 小樽高島花火の開催にあたり、来場者への飲食物及び物品等の販売を行う出店者を募集いたします。

出店者の皆様には、本募集要項の内容をご確認いただき、安全で円滑な大会運営にご協力をお願いいたします。

---

## 3. 出店日時

令和8年8月8日(土)

【営業時間】

15時00分～22時00分

※営業時間中の途中退店は原則禁止とします。

※搬入・搬出時間については別途ご案内いたします。

---

## 4. 出店区画

### 【区画サイズ】

1 区画 4m × 3m

※区画位置は主催者にて決定いたします。

※タープ可

※区画外への商品の陳列や設備設置は禁止します。

### 【重要事項】

- ・テントは全て出店者による持ち込みとします。
- ・主催者によるテント、机、椅子、照明器具、発電機等の貸出は行いません。
- ・営業に必要な備品は全て出店者にてご準備ください。
- ・会場内に出店者用電源設備はありません。電力が必要な場合は発電機等を各自でご用意ください。

---

## 5. 出店料

売上金額(税込)の 15%とします。

出店終了後、主催者指定の売上報告書を提出していただきます。

売上報告に基づき出店料を精算いたします。

虚偽の売上申告が判明した場合は、次回以降の出店をお断りする場合があります。

### チケットの換金について

- ・本大会はチケット制を採用します。
- ・チケットは 1 枚 200 円とします。
- ・出店者は現金を受け取らず、来場者からチケット半券を受領してください。
- ・イベント終了後、出店者は回収したチケット半券を持参のうえ、本部テントにて集計を依頼してください。
- ・本部にてチケット半券の確認及び売上集計を行います。

- ・精算金額は、売上金額から出店料(売上の 15%)を差し引いた金額とします。
  - ・精算金額の振込は、イベント終了後 1 週間以内に、出店申込書に記載された指定口座へ振込いたします。
  - ・振込手数料は主催者負担とします。
  - ・換金後のチケット半券の返却は行いません。
- 

## 6. 販売品目及び価格について

- ・販売品目は、1 店舗につき 3 品目までとします。
  - ・出店申込時に、販売予定品目及び販売価格を所定の様式により事前申告してください。
  - ・販売価格は、来場者への公平性確保のため、事前申告した価格を遵守してください。
  - ・申込後の販売品目及び販売価格の変更については、主催者の事前承認を必要とします。
  - ・当日、事前申請のない販売品目の提供・販売は認めません。
  - ・事前申請のないメニューを販売していることが確認された場合は、主催者の指示により当該商品の販売を直ちに中止していただきます。
  - ・主催者の指示に従わない場合は、営業停止又は今後の出店をお断りする場合があります。
  - ・他の出店者との販売品目の重複については、主催者にて調整を行う場合があります。
  - ・ソフトドリンク及びアルコール類(ビール、酎ハイ、ハイボール、日本酒、ワイン等)の販売・提供はできません。
  - ・主催者が不適切と判断した商品については、販売をお断りする場合があります。
- 

## 7. 値引き販売について

- ・イベント終了前の値引き販売は、21 時 00 分以降(イベント終了 60 分前)から認めます。
- ・21 時 00 分以前の値引き販売、セット販売による実質的な値引き、呼び込みによる特別価格販売は禁止します。
- ・値引き販売を行う場合は、来場者に誤解を与えないよう販売価格を明確に表示してください。

- ・値引き販売による売上についても、通常の販売と同様にチケット半券による精算の対象とします。
  - ・主催者の指示に従わない場合は、営業停止又は次回以降の出店をお断りする場合があります。
- 

## 8. 募集対象

以下のいずれかに該当する事業者又は団体

- ・飲食店
- ・物販事業者
- ・各種団体
- ・地域団体
- ・その他主催者が認める事業者

※キッチンカーによる出店は募集対象外とします。

---

## 9. 出店条件

出店者は以下の条件を満たすものとします。

### 【飲食販売を行う場合】

- ・関係法令に基づく営業許可を取得していること。
- ・食品衛生法等の関係法令を遵守すること。
- ・食品衛生責任者を配置すること。
- ・保健所の指導に従うこと。

### 【共通事項】

- ・主催者の指示に従うこと。
- ・安全管理及び事故防止に努めること。
- ・会場内の美化に協力すること。

- ・ゴミ及び廃油等は各自持ち帰ること。
  - ・反社会的勢力との関係がないこと。
  - ・法令に違反する商品の販売を行わないこと。
  - ・営業に必要な設備は出店者自身で準備すること。
- 

## 10. 火気使用について

火気を使用する出店者は、以下を必須とします。

- ・業務用消火器を設置すること。
  - ・ガスボンベ等を適切に管理すること。
  - ・主催者による安全確認に協力すること。
  - ・消防署及び主催者の指示に従うこと。
- 

## 11. 禁止事項

以下に該当する場合は、出店取消し又は営業停止とする場合があります。

- ・虚偽申請
  - ・主催者の指示に従わない行為
  - ・法令違反行為
  - ・危険物の不適切な管理
  - ・公序良俗に反する販売行為
  - ・過度な呼び込み行為
  - ・反社会的勢力との関係が認められる場合
- 

## 12. 免責事項

天候不良、災害その他やむを得ない事情により大会内容の変更又は中止となる場合があります。

大会中止又は内容変更に伴う損害について主催者は責任を負いません。

出店者が管理する商品、設備、備品等の盗難・破損について主催者は責任を負いません。

---

## 13. 提出書類

出店申込時に以下の書類を提出してください。

- ① 出店申込書
  - ② 出店誓約書
  - ③ 営業許可証の写し(飲食販売の場合)
  - ④ 販売品目及び価格一覧表
- 

## 14. 申込期限

令和8年6月30日(火)必着

※応募多数の場合は、主催者にて選考を行う場合があります。

※申込期限後の受付は原則として行いません。

---

## 15. お問い合わせ先

第2回 小樽高島花火 出店委員会

担当: 出店委員長 小笠原 岳志

MAIL: [jurnagotts8540@gmail.com](mailto:jurnagotts8540@gmail.com)

※お問い合わせ及び出店申込書等の提出は、上記メールアドレスまでお願いいたします。

※メールの件名は「第2回小樽高島花火 出店申込」又は「第2回小樽高島花火 問い合わせ」とご記載ください。

---

以上